

(愛媛県報平成20年4月15日第1955号外1別記)

平成19年度

包括外部監査結果報告書

平成20年3月

愛媛県包括外部監査人

佐伯直輝

包括外部監査報告書目次

外部監査の概要	-----	P3	～	P4	
1. 外部監査の種類	-----	P3	～	P4	
2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）	-----	P3	～	P3	
3. 外部監査人・補助者の氏名、資格	-----	P3	～	P3	
4. 外部監査の実施期間、日数及び部課	-----	P3	～	P4	
5. 利害関係	-----	P4	～	P4	
第1 外部監査対象の概要	-----	P5	～	P19	
1. 事件（監査のテーマ）を選定した理由及び着眼点	-----	P5	～	P7	
2. 対象とした負担金、補助及び交付金の範囲	-----	P8	～	P14	
3. 外部監査の手法	-----	P15	～	P19	
第2 外部監査の結果――全般事項	-----	P20	～	P40	
1. 補助金等の必要性・公益性について	-----	P20	～	P22	
2. 補助金等の公平性の確保がなされているかについて	-----	P23	～	P23	
3. 補助金等の常識は民間の非常識について	-----	P23	～	P24	
4. 補助金等の支出とその検証について	-----	P24	～	P25	
5. 県からの派遣職員と補助金等について	-----	P26	～	P37	
6. 金額の大きな補助金等について	-----	P37	～	P40	
第3 外部監査の結果――個別事項	-----	P41	～	P289	
I. 総務部	-----	P41	～	P62	
A. 管理局	(a. 人事課職員厚生室)	-----	P41	～	P51
[教育委員会(事務局)	(a. 教育総務課)]	-----	P41	～	P51
[警察本部	(a. 会計課)]	-----	P41	～	P51
B. 新行政推進局	a. 私学文書課	-----	P51	～	P60
	b. 行政システム改革課	-----	P61	～	P62
II. 企画情報部	-----	P63	～	P72	
A. 管理局	a. 交通対策課	-----	P63	～	P72
III. 県民環境部	-----	P72	～	P102	
A. 管理局	a. 県民活動推進課	-----	P72	～	P80
	b. 人権対策課	-----	P80	～	P85
B. 環境局	a. 環境政策課	-----	P85	～	P88
	b. 廃棄物対策課	-----	P89	～	P100
	c. 自然保護課	-----	P101	～	P102
IV. 保健福祉部	-----	P103	～	P134	
A. 管理局	a. 保健福祉課	-----	P103	～	P111
B. 健康衛生局	a. 健康増進課	-----	P112	～	P116
C. 生きがい推進局	a. 障害福祉課	-----	P117	～	P121

	b. 長寿介護課	-----	P122	～	P133
	c. 長寿介護課国民健康 保険室	-----	P133	～	P134
V. 経済労働部		-----	P135	～	P207
A. 管理局	a. 産業政策課	-----	P135	～	P150
	b. 労政雇用課	-----	150	～	152
	c. 労政雇用課雇用対策 室	-----	152	～	154
B. 産業支援局	a. 産業創出課	-----	154	～	162
	b. 経営支援課	-----	162	～	200
C. 観光国際局	a. 国際交流課	-----	201	～	207
VI. 農林水産部		-----	208	～	234
A. 管理局	a. 農政課	-----	208	～	211
B. 農業振興局	a. 農地整備課	-----	212	～	217
	b. 農産園芸課	-----	P217	～	P219
C. 森林局	a. 林業政策課	-----	219	～	222
	b. 森林整備課	-----	222	～	225
D. 水産局	a. 漁政課	-----	225	～	231
	b. 漁港課	-----	232	～	234
VII. 土木部		-----	235	～	241
A. 道路都市局	a. 都市計画課	-----	235	～	239
	b. 建築住宅課	-----	240	～	241
VIII. 愛媛県公営企業管理局		-----	242	～	252
	a. 総務課	-----	242	～	248
	b. 県立病院課	-----	248	～	252
IX. 議会事務局		-----	253	～	255
X. 愛媛県選挙管理委員会		-----	255	～	262
X I. 教育委員会		-----	263	～	289
A. 指導部	a. 義務教育課	-----	263	～	264
	b. 人権教育課	-----	264	～	265
B. 文化スポーツ部	a. 文化振興課	-----	266	～	269
	b. 保健スポーツ課	-----	269	～	270
	c. 保健スポーツ課国民 体育大会準備室	-----	271	～	289

外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

愛媛県の執行した補助金等について

（平成 18 年度の歳出の「負担金、補助金及び交付金」として支出されているもので補助金、負担金、利子補給金、助成金、交付金、補給金を含む。）

3. 外部監査人・補助者の氏名、資格

包括外部監査人	佐伯直輝	公認会計士
補助者	吉川了平	公認会計士
補助者	山田智章	公認会計士
補助者	梶原英樹	公認会計士
補助者	田中 将	公認会計士
補助者	苅家秀範	会計士補

4. 外部監査の実施期間、日数及び現地調査の場所

①平成 19 年 6 月 1 日より平成 20 年 3 月 24 日まで

②監査日数

監査日数は延べ 167 日であり、これには包括外部監査人または補助者の事務所での「調査、検討、さらに報告書の作成」等にかかわる業務日数は含まれていない。

なお、ヒヤリングを実施した部、課は以下の通りである。

部局・課名等		件数		部局・課名等		件数		
		補助金 等別	支出先 別			補助金 等別	支出先 別	
総務部	総務管理課	2	2	農林水産部	農政課	5	17	
	人事課	1	1		農業経済課	3	11	
	財政課	1	1		農地整備課	14	29	
	税務課	3	3		農業経営課	8	8	
	市町振興課	4	4		農産園芸課	10	10	
	私学文書課	6	128		畜産課	4	4	
	行政システム改革課	1	2		林業政策課	10	37	
小計	18	141	森林整備課		7	27		
企画情報部	企画調整課	2	2		漁政課	7	11	
	交通対策課	13	17		水産課	11	14	
	情報政策課	2	2		漁港課	4	21	
	小計	17	21		小計	83	189	
県民環境部	県民活動推進課	2	4		土木部	土木管理課	1	10
	人権対策課	2	5			用地課	1	1
	消防防災安全課	1	1	河川課		3	3	
	危機管理課	1	1	水資源対策課		1	1	
	環境政策課	1	1	港湾海岸課		2	9	
	廃棄物対策課	3	4	砂防課		1	8	
	自然保護課	1	1	道路建設課		3	10	
小計	11	17	道路維持課	1		5		
保健福祉部	保健福祉課	9	21	公営企業管理局		都市計画課	1	1
	医療対策室	6	9			建築住宅課	2	4
	健康増進課	4	8			小計	16	52
	薬務衛生課	2	2			総務課	2	2
	子育て支援課	4	22	議会事務局		県立病院課	1	1
	障害福祉課	11	53			小計	3	3
	長寿介護課	11	107		総務課	1	2	
	国民健康保険室	4	4		小計	1	2	
小計	51	226	教育委員会	教育総務課	1	1		
経済労働部	産業政策課	5		5	生涯学習課	1	1	
	企業立地推進室	5		20	義務教育課	1	1	
	労政雇用課	3		7	人権教育課	2	2	
	雇用対策室	2		2	文化振興課	4	4	
	産業創出課	12		30	保健スポーツ課	19	20	
	経営支援課	13		25	小計	28	29	
	観光交流課	7		7	警察本部	会計課	1	1
	国際交流課	12	12	小計		1	1	
小計	59	108	合計	288		789		

5. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第1 外部監査対象の概要

1. 事件（監査のテーマ）を選定した理由及び着眼点

(1) 民間の立場から愛媛県の行う業務全体を見つめること

当外部監査人のその職業とするところは公認会計士である。公認会計士監査は監査対象とした組織の決算書に対して第三者の立場から意見を述べるのが業務であるが、その特徴とするところは、一つには年度決算の適正性監査であること、もう一つには組織全体の監査であること、である。当外部監査人は平成17年度から愛媛県の包括外部監査を担当しているが、包括外部監査は県の年度決算の適正性監査ではないので、当外部監査人はその本来の職業故に、後者の全体をみること、「民間の立場から愛媛県の行う業務全体を見つめる。」にこだわってきたつもりである。

即ち、平成17年度において、愛媛県の財産の管理状況をテーマとして取り上げてその内容を見ていった。その際、特定の財産についてのみ監査を行うのではなく、県の財産全てについて視点・思考を巡らしてみた。それは県の財政が逼迫する中で、ストックである財産というものもつ持ち駒としての機能に着目し、その実態や活用状況を検討することにより、長いスパンの自治体運営としての一時点を意識でき、将来の自治体運営を予測し、又変革できるものと考えたからである。

平成18年度は、県の自治体運営として行う、契約、即ち委託や工事に焦点を当てた。その際、特定の委託、工事についてのみ監査を行うのではなく、県の行う委託、工事全てについて視点・思考を巡らしてみた。即ち、県は民間業者等に業務を委託し、又工事の施工を請負ってもらうという方法により自治体運営を行っているが、この委託業務、工事請負の契約、業務の執行そのものを検討し、そこにおける課題、問題点を指摘し、意見していくことが今後の自治体運営にとって大きなプラスとなるものと確信したからである。

さて、最後の年となる平成19年度は自治体における最も自治体たる業務、補助金等についてその内容をみていった。その際、特定の補助金等についてのみ監査を行うのではなく、県の支出する補助金等全てについて視点・思考を巡らしてみた。この補助金等の監査において深く感じたことは自治体運営、即ち政治である。多種多義多額に渡る補助金等が行政の執行の中で支出されているが、それは所得再配分、弱者支援、国土保全、科学技術発展、産業再生、産業支援、国の成り立ちや歴史についてのデータ作成等々とその目的とするところは政治に任さねば実行できないところである。

しかしながら地方財政厳しい中、支出する資金は限られている。それぞれの補助金についてその必要性はあるのか、その決定過程は妥当か、その用途は目的通りされているか、そ

の検証はできているか、その支出の効果はどうか、といった、交付対象の公益性、必要性、交付に至る手続き等の妥当性、金額算出、交付時期の妥当性、交付先の補助金活用実態とその効果についての報告とその検証等を検討することが自治体運営に資するものであると確信したのである。

次年度以降において包括外部監査を担当された方にこれらの 3 年間の分析をベースにさらに具体的事象に深く立ち入って監査していただきたいと願う次第である。

(2)最近の地方自治体、愛媛県を取り巻く環境と県民の期待に対して一方、当外部監査人がこの補助金等の執行というテーマで監査を進めてきている中で平成 19 年度は社会保険庁の膨大な年金記録管理ミスが発覚した。外部監査人は、社会保険庁という厚生労働省の外局、即ち行政当局で発生したこの大きなミスに、行政の行う行為を全面的に信頼することに疑問を抱く住民を大きく感じた。

さらに、政務調査費における領収書の添付問題、愛媛県国体関係強化費補助金の不正受給問題、愛媛県、県市町の選挙カー公費負担燃料費不正請求問題等、補助金等の支出についての「検証」が不十分であることによる問題が表面化した。さらには補助金等ではないが、県の職員による公金搾取事件において、内部牽制機能が有効に作用せず、その業務が検証されていなかった実態をみるにつけ、「検証」にかかる問題点を感じるに至った。

そして、これらの事件を参考として補助金等の支出に関して、その支出先が市町という自治体である場合も含めて、支出先においてその補助金等の目的通りの使途がなされているかという「検証」が実質的になされているかについて検討することが県民の期待に応えるものと考えた。

なお、当包括外部監査においては、上記特定の事件等に関連した愛媛県における補助金等のみを監査対象としているものではない。従って、今回の監査目的の範囲内において事実関係の確認や、内容検討をしたが、それらの補助金等のみを目的に調査し、整理したわけではないことをここで申し述べておきたい。

(3)愛媛県の財政健全化のために

外部監査人は、平成 17 年度の包括外部監査のテーマで取り上げた愛媛県の財産の状況から、高度成長期、バブル期等の過去において建設された贅沢といって過言でない多くの施設の存在が、その維持保守費用の毎年の支出、将来の大規模修繕、更新のための支出が県の大きな負担となっていることを指摘した。

さらに平成 18 年度の包括外部監査のテーマで取り上げた愛媛県の行う委託、工事について

その工事請負、委託契約の形態について一般競争入札導入を中心とした契約形態の促進等によるコスト削減を求めた。

一方、県は数々の予算削減措置を講じてきているが、愛媛県の財政状況は他の多くの地方公共団体同様危機的な状況にあることに変わりはない。
本年度の補助金等の執行状況の監査においても外部監査人の観点からこの補助金等の執行状況を監査することは、財政健全化にも貢献するものと考えた。

(4) 限りある経営資源の最適配分への起点として

平成 18 年度の包括外部監査において、地方自治体組織の問題点について、部課等の縦割り組織の中で横の情報の共有化がなされていないこと、単年度予算で区切って中長期のスパーンで思考されていないこと、即ち横の空間軸での垣根の存在と縦の時間軸での垣根の存在を指摘した。

実は、補助金等の支出に対して最も大切なことは、この横の軸と縦の軸の垣根を取り払うことであると思う。何故なら、限りある資源、資金を使用するのであるから、部課の垣根を取り払って県全体として必要性を判断し、時間の壁を取り払って支出を計画すべきであるからである。

このような意識でもって補助金等の執行状況を検討することは、「愛媛県という大所帯の経営に資する」ためであると確信する。

2. 対象とした補助金等の範囲

さて、下記の表・グラフ1を見ていただきたい。

図表 1(以下の図表番号は全般事項におけるもの)

平成18年度と平成17年度の一般会計歳入決算額の比較

(単位 千円)

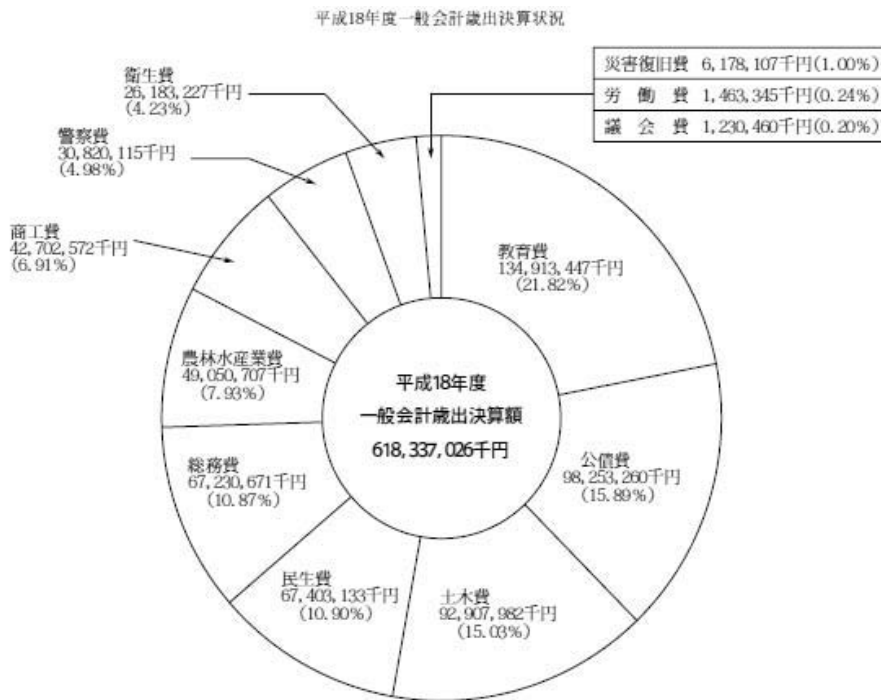
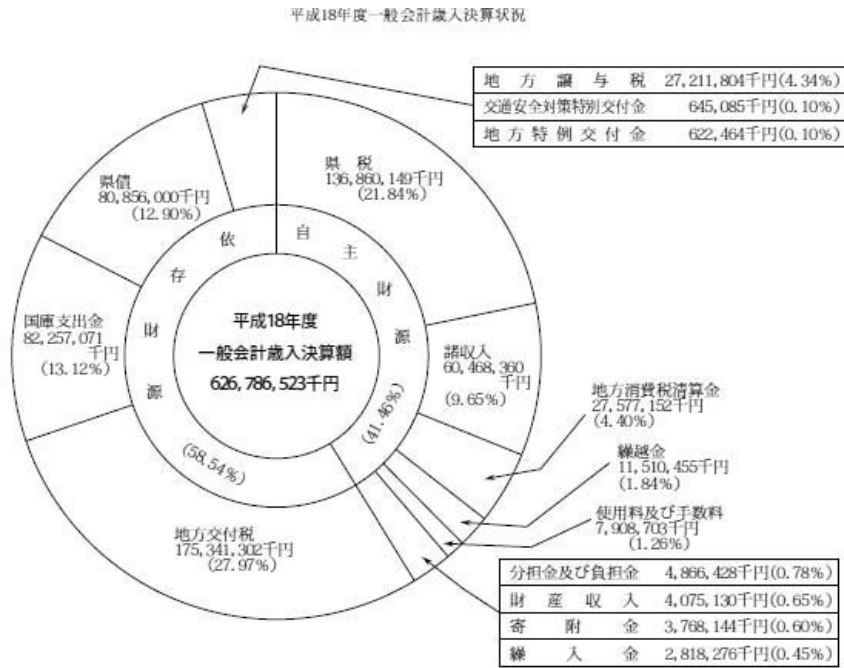
区 分 款 別	平成 18 年 度		平成 17 年 度		比 較	
	決 算 額 (A)	構 成 比	決 算 額 (B)	構 成 比	(A) - (B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
		%		%		%
県 税	136,860,149	21.84	128,131,866	19.26	8,728,283	6.81
地 方 消 費 税 清 算 金	27,577,152	4.40	26,835,906	4.03	741,246	2.76
地 方 贈 与 税	27,211,804	4.34	11,590,695	1.74	15,621,109	134.77
地 方 特 例 交 付 金	622,464	0.10	9,074,623	1.36	△ 8,452,159	△ 93.14
地 方 交 付 税	175,341,302	27.97	178,471,862	26.82	△ 3,130,560	△ 1.75
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	645,085	0.10	607,579	0.09	37,506	6.17
分 担 金 及 び 負 担 金	4,866,428	0.78	5,158,516	0.78	△ 292,088	△ 5.66
使 用 料 及 び 手 数 料	7,908,703	1.26	9,752,297	1.47	△ 1,843,594	△ 18.90
国 庫 支 出 金	82,257,071	13.12	110,869,736	16.66	△ 28,612,665	△ 25.81
財 産 収 入	4,075,130	0.65	3,670,249	0.55	404,881	11.03
寄 附 金	3,768,144	0.60	1,232,921	0.19	2,535,223	205.63
繰 入 金	2,818,276	0.45	11,987,690	1.80	△ 9,169,414	△ 76.49
繰 越 金	11,510,455	1.84	14,596,402	2.19	△ 3,085,947	△ 21.14
諸 収 入	60,468,360	9.65	66,939,892	10.06	△ 6,471,532	△ 9.67
県 債	80,856,000	12.90	86,411,000	12.99	△ 5,555,000	△ 6.43
計	626,786,523	100.00	665,331,234	100.00	△ 38,544,711	△ 5.79

平成18年度と平成17年度の一般会計歳出決算額の比較

(単位 千円)

区 分 款 別	平成 18 年 度		平成 17 年 度		比 較	
	決 算 額 (A)	構 成 比	決 算 額 (B)	構 成 比	(A) - (B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
		%		%		%
歳 会 費	1,230,460	0.20	1,327,011	0.20	△ 96,551	△ 7.28
総 務 費	67,230,671	10.87	67,036,602	10.25	194,069	0.29
民 生 費	67,403,133	10.90	57,832,846	8.85	9,570,287	16.55
衛 生 費	26,183,227	4.23	28,165,171	4.31	△ 1,981,944	△ 7.04
労 働 費	1,463,345	0.24	1,540,309	0.24	△ 76,964	△ 5.00
農 林 水 産 業 費	49,050,707	7.93	54,839,947	8.39	△ 5,789,240	△ 10.56
商 工 費	42,702,572	6.91	49,058,512	7.50	△ 6,355,940	△ 12.96
土 木 費	92,907,982	15.03	111,392,960	17.04	△ 18,484,978	△ 16.59
警 察 費	30,820,115	4.98	31,481,550	4.82	△ 661,435	△ 2.10
教 育 費	134,913,447	21.82	140,016,264	21.42	△ 5,102,817	△ 3.64
災 害 復 旧 費	6,178,107	1.00	16,804,076	2.57	△ 10,625,969	△ 63.23
公 債 費	98,253,260	15.89	94,325,531	14.43	3,927,729	4.16
計	618,337,026	100.00	653,820,779	100.00	△ 35,483,753	△ 5.43

図表 2

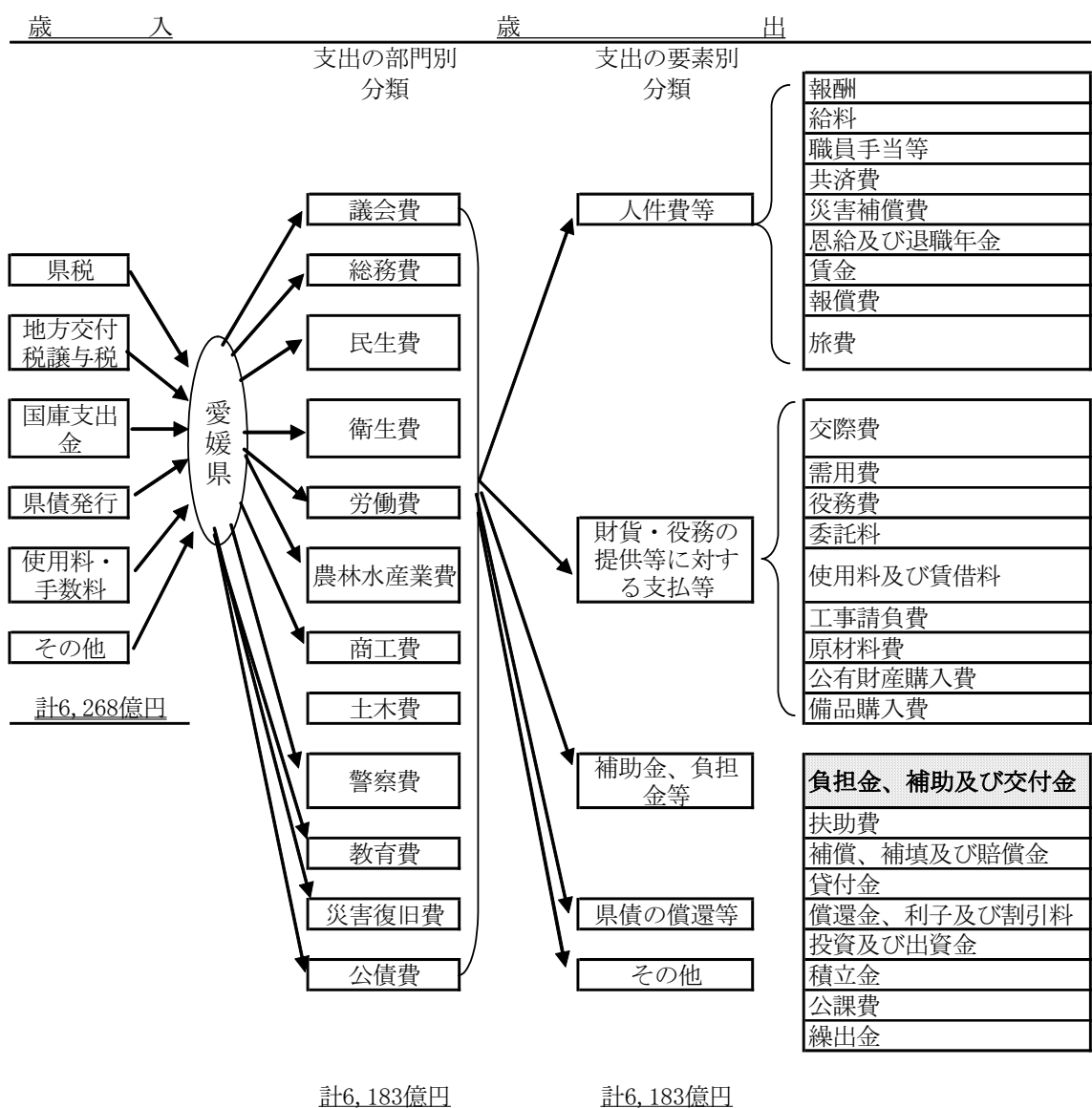


これは、平成18年度の愛媛県の一般会計の年度決算結果である。歳入が上記の上表及び上グラフで県税、地方交付税をはじめとして計6,268億円(平成17年度6,653億円で385億円、5.79%減)となり、歳出は上記の下表及び下グラフで教育費、公債費、土木費等を中心として計6,183億円(平成17年度6,538億円で355億円、5.43%減)となっている。

本年度のテーマである補助金等(負担金、補助及び交付金)はこの歳出の一部を構成するがどこで支出されどのように県の財政に係っているのかを示すために、下記の図表 3 をつくってみた。

図表 3 は、特に歳出の内訳は監査人が県の発表する一般会計における歳入歳出決算に関する付属書から歳出項目の要素別(歳入歳出決算に関する付属書における「節」)に分類したものである。

図表 3



(注)上記の歳出の大きな区分と右端の費目(節)への区分は、監査人が読者にわかりやすいようにするために行ったものであり、正確にこれらに区分できるというものではない。

愛媛県は上表のように自治体運営をしていく上で、得た歳入を基に歳出を決定して支出をしていくわけであるが、上の図のように職員等の人件費、自治体運営において役務や財貨、資産の提供を受けこれにして支払をしたもの、補助金等、県債の償還、その他に分けられているが、これらの費目の中で、本年度のテーマとして取り上げるのは「負担金、補助及び交付金」（図表 3 で色塗り部分）である。

愛媛県の組織の各部が毎年予算を立て、支出を執行するのであるが、それぞれの部等の支出の中に各々負担金、補助及び交付金が含まれている。まずは平成 18 年度において、各部課(支出目的ごと)の負担金、補助及び交付金がいくらあるかを歳入歳出決算に関する付属書からピックアップすると図表 4 のようになる。

この表において、支出済額が平成 18 年度で実際に支出したものであり、その合計は実に 1,317 億円にも上る。そしてこれは、平成 18 年度歳出合計 6,183 億円のうち 21.3%にもなる。

図表 4

負担金、補助及び交付金		単位:円		
目的別集計(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1 議会費 集計	204,916,000	196,170,061	0	8,745,939
2 総務費 集計	25,359,682,510	24,338,654,669	679,984,000	341,043,841
3 民生費 集計	54,619,615,354	54,194,439,720	17,532,000	407,643,634
4 衛生費 集計	9,385,816,215	9,243,862,182	0	141,954,033
5 労働費 集計	90,985,000	82,986,853	0	7,998,147
6 農林水産業費 集計	14,080,177,114	12,374,195,622	1,406,949,000	299,032,492
7 商工費 集計	4,210,911,000	3,973,563,665	0	237,347,335
8 土木費 集計	19,406,609,053	19,053,539,260	65,078,000	287,991,793
9 警察費 集計	25,333,000	23,727,963	0	1,605,037
10 教育費 集計	6,636,554,000	6,539,043,627	0	97,510,373
11 災害復旧費 集計	1,848,063,079	1,714,487,874	120,726,000	12,849,205
総計	135,868,662,325	131,734,671,496	2,290,269,000	1,843,721,829

歳出合計 618,337,025,801

負担金、補助及び交付金の歳出全体に占める割合 21.3%

なお、上記は一般会計における歳出であり、愛媛県はこれ以外に公営企業会計として電気事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計、病院事業会計があり、これらの会計における支出¹は、55,013 百万円であり、この公営企業会計における「負担金、補助及び交付金」²は概算で 624 百万円ほどである。この公営企業会計も加えると、下記の表のようになる。(公営企業会計における「負担金、補助及び交付金」の集計は概算計算である。)

¹公営企業会計においては企業会計が導入され、一般会計の歳出とここにいる支出はその性質が異なる部分もあるが、決算報告書における収益的支出及び資本的支出の合計を歳出と比較する際の支出としている。

²又公営企業会計においては「負担金、補助及び交付金」という支出項目はないが、その内容が似通ったものを負担金、補助及び交付金として集計している。

一般会計歳出及び公営企業会計の「負担金、補助及び交付金」合計	132,358 百万円
一般会計歳出合計及び公営企業会計の合計の収益的支出及び資本的支出合計	673,350 百万円
負担金、補助及び交付金の歳出全体に占める割	19.7%

上記のうち、平成18年度事業の個々の相手先について、1件100万円以上の支出(年間)のものについてリストアップしてもらい、さらにその中から任意でヒヤリングのためのサンプリングを行った。これらを集計したものは下記図表5の通りである。

図表 5

平成18年度事業の個々の相手先について、1件100万円以上※の支出(年間)のものについて

部局	負担金、補助及び交付金件数	支払相手先件数	合計金額	内 ヒヤリング件数	ヒヤリング金額
企画情報部 集計	25	43	1,367,654,073	21	1,148,721,649
議会事務局 集計	1	9	189,277,115	2	146,520,000
教育委員会 集計	42	53	419,210,687	29	379,565,466
経済労働部 集計	71	135	3,828,228,568	108	3,258,255,316
警察本部 集計	6	6	19,961,810	1	9,531,000
県民環境部 集計	17	67	780,219,448	17	404,077,448
公営企業管理局 集計	3	9	617,938,753	3	582,451,753
人事委員会事務局 集計	1	1	1,700,000	0	0
総務部 集計	27	308	26,068,679,473	140	7,090,040,743
松山地方局 集計	2	43	904,180,388	1	587,898,269
今治地方局 集計	2	8	203,584,569	0	0
宇和島地方局 集計	2	11	133,142,613	0	0
西条地方局 集計	2	17	413,712,581	0	0
八幡浜地方局 集計	2	6	137,591,257	0	0
土木部 集計	28	103	17,795,804,196	52	15,797,839,740
農林水産部 集計	109	462	11,723,584,419	189	9,320,468,622
保健福祉部 集計	91	587	53,079,594,613	226	43,818,213,162
総計	431	1868	117,684,064,563	789	82,543,583,168

上記の各部の課ごとの内訳は下記の図表6の通りである。

ヒヤリング件数、金額が多いのは、例えばある補助金等について「負担金、補助及び交付金の名称」、「負担金、補助及び交付金の目的、対象の事業等の内容」が同じであるが相手先が多数に及ぶ場合、ヒヤリングとしては、そのうち何件かをピックアップする場合と、全ての支出相手先のリストを基に、それぞれの相手先について概括的にヒヤリングする場合があります、この場合これら全てを件数、金額としてカウントしているためである。従って、ヒヤリングの対象についてその調査、検討の仕方、踏み込み方が異なることになっている。

図表 6

平成18年度事業の個々の相手先について、1件100万円以上※の支出(年間)のものについて

部局	負担金、補助及び 交付金件数	支払相手先 件数	合計金額	内 ヒアリング件 数	ヒアリング金額
企画情報部	4	4	46,138,000	2	35,587,000
企画情報部	15	33	1,174,116,924	17	1,069,977,784
企画情報部	6	6	147,399,149	2	43,156,865
企画情報部 集計	25	43	1,367,654,073	21	1,148,721,649
議会事務局	1	9	189,277,115	2	146,520,000
議会事務局 集計	1	9	189,277,115	2	146,520,000
教育委員会	1	1	27,000,000	1	27,000,000
教育委員会	4	11	38,482,000	1	22,159,000
教育委員会	3	3	6,200,221	0	0
教育委員会	2	2	5,160,000	1	3,500,000
教育委員会	2	2	14,000,000	2	14,000,000
教育委員会	22	25	271,573,816	20	264,017,816
教育委員会	2	2	3,760,000	0	0
教育委員会	6	7	53,034,650	4	48,888,650
教育委員会 集計	42	53	419,210,687	29	379,565,466
経済労働部	8	15	284,489,602	5	67,791,266
経済労働部	10	33	1,034,641,916	20	688,829,000
経済労働部	3	7	54,513,759	7	54,513,759
経済労働部	2	2	16,577,290	2	16,577,290
経済労働部	14	32	210,032,135	30	204,070,135
経済労働部	13	25	2,057,805,054	25	2,057,805,054
経済労働部	8	8	94,534,109	7	94,534,109
経済労働部	13	13	75,634,703	12	74,134,703
経済労働部 集計	71	135	3,828,228,568	108	3,258,255,316
警察本部	6	6	19,961,810	1	9,531,000
警察本部 集計	6	6	19,961,810	1	9,531,000
県民環境部	2	6	46,847,000	4	38,525,000
県民環境部	3	19	224,373,000	5	100,106,000
県民環境部	2	2	9,251,000	1	8,200,000
県民環境部	2	2	40,629,000	1	10,125,000
県民環境部	4	15	61,595,000	1	10,646,000
県民環境部	3	22	396,524,448	4	235,475,448
県民環境部	1	1	1,000,000	1	1,000,000
県民環境部 集計	17	67	780,219,448	17	404,077,448
公営企業管理局	1	1	442,000,000	1	442,000,000
公営企業管理局	2	8	175,938,753	2	140,451,753
公営企業管理局 集計	3	9	617,938,753	3	582,451,753
人事委員会事務局	1	1	1,700,000	0	0
人事委員会事務局 集計	1	1	1,700,000	0	0
総務部	3	15	246,596,176	3	148,248,976
総務部	2	2	1,053,932,167	2	1,053,932,167
総務部	2	2	8,070,029	1	5,922,000
総務部	11	116	18,716,714,829	2	30,510,000
総務部	2	28	226,959,272	2	70,554,600
総務部	6	128	5,760,529,000	128	5,760,529,000
総務部	1	17	55,878,000	2	20,344,000
総務部 集計	27	308	26,068,679,473	140	7,090,040,743
松山地方局	1	6	717,133,548	1	587,898,269
松山地方局	1	37	187,046,840	0	0
松山地方局 集計	2	43	904,180,388	1	587,898,269
今治地方局	2	8	203,584,569	0	0
今治地方局 集計	2	8	203,584,569	0	0
宇和島地方局	2	11	133,142,613	0	0
宇和島地方局 集計	2	11	133,142,613	0	0
西条地方局	2	17	413,712,581	0	0
西条地方局 集計	2	17	413,712,581	0	0
八幡浜地方局	2	6	137,591,257	0	0
八幡浜地方局 集計	2	6	137,591,257	0	0
土木部	3	13	32,982,086	10	17,765,000
土木部	1	1	163,911,000	1	163,911,000
土木部	6	7	2,195,470,807	3	2,164,846,774
土木部	1	1	557,283,747	1	557,283,747
土木部	5	21	2,435,710,137	9	666,358,480
土木部	1	17	340,826,000	8	255,314,000
土木部	4	21	11,577,994,496	15	11,513,181,496
土木部	2	3	428,762,500	1	426,190,000
土木部	1	1	1,002,000	0	0
土木部	4	18	61,861,423	4	32,989,243
土木部 集計	28	103	17,795,804,196	52	15,797,839,740

農林水産部	6	53	1,902,083,301	17	1,556,367,467
農林水産部	5	22	1,186,854,103	11	1,161,898,116
農林水産部	18	112	2,502,108,550	29	2,012,467,400
農林水産部	10	14	72,810,372	8	64,440,682
農林水産部	18	44	276,558,743	10	136,032,743
農林水産部	4	4	219,762,332	4	219,762,332
農林水産部	15	76	1,654,784,133	37	1,145,269,900
農林水産部	7	34	646,631,023	27	624,570,643
農林水産部	10	31	243,215,484	11	188,519,961
農林水産部	11	25	498,268,378	14	383,261,378
農林水産部	5	47	2,520,508,000	21	1,827,878,000
農林水産部 集計	109	462	11,723,584,419	189	9,320,468,622
保健福祉部	6	47	1,010,241,844	8	614,993,160
保健福祉部	4	4	23,557,339,119	4	23,557,339,119
保健福祉部	13	93	2,854,665,889	22	2,198,033,412
保健福祉部	27	207	5,811,973,827	53	4,070,064,105
保健福祉部	13	166	15,311,564,098	107	9,438,039,451
保健福祉部	14	45	3,884,333,443	21	3,412,521,522
保健福祉部	12	23	634,006,000	9	511,752,000
保健福祉部	2	2	15,470,393	2	15,470,393
保健福祉部 集計	91	587	53,079,594,613	226	43,818,213,162
総計	431	1868	117,684,064,563	789	82,543,583,168

以上、ヒヤリングしたものを金額面で整理すると、以下のようになる。

平成 18 年度一般会計歳出合計及び公営企業会計の合計の収益的支出、資本的支出合計 673,350 百万円のうち、負担金、補助及び交付金が 132,358 百万円あり、(19.7%)

この中から、相手先ごとに 1 件 100 万円/年以上をリストアップした上で、

負担金、補助及び交付金の支出相手先 **789 件** 82,544 百万円である。(対「一般会計歳出及び公営企業会計の収益的支出、資本的支出の合計」比 12.3%)

3. 外部監査の手法

本年度のテーマについても各部ごとにサンプリングしたものに対してヒヤリングを行い、その内容をみていった。手順としては、

- (1) 各部課ごとに相手先 1 件 100 万円/年 以上の平成 18 年度の「負担金、補助及び交付金」支出を全てリストアップしていただいた。

その際の記載項目としては、「負担金、補助及び交付金の名称」、「負担金、補助及び交付金の目的、対象の事業等の内容」、「支出相手先名」、「支出(決定)金額(円)」、「財源(例えば国 1/2、県 1/2)」、「複数年度に渡る継続事業か、どうか」を記載してもらった。

- (2) その中から、監査人がサンプリング(抽出)した「負担金、補助及び交付金」について下記のアンケート 1、アンケート 2 の調査によって情報をいただき、これを基に各課にヒヤリングを行った。

- (3) ヒヤリングの結果不明点やさらに調査したい事項がある場合、これを担当部課に依頼し、その回答を検討する方法をとった。

- (4) 又、本庁以外の管轄については、松山地方局があったが、本庁にてヒヤリングを行った。

- (5) なお、本年については、各部課の担当者に対するヒヤリングの結果、市町やその先の受給先における補助金等の使用状況の調査については、サンプリング件数が多く、時間の制約があったため現地に赴くことはせず、各部課担当者に質問や資料提供依頼を行い、これらの回答を確認し、必要に応じて再質問して再回答をいただくという方法をとった。

- (6) さらに、外部監査結果—全般事項の「5. 県からの派遣職員と補助金等について」において記載しているように、公益法人等への職員派遣の実態を調査するために、当県庁の各部局に対して、アンケート 3 の調査を実施した。

アンケート 1

- 1.当該「負担金、補助及び交付金」の対象とした事業等に関連して、その事業等の意味合い（公益性、必要性、緊急性、および当該資金支出を愛媛県が負担することの相当性等々）と支出の目的についてお教えてください。

- 2.当該「負担金、補助及び交付金」の根拠法令・条例等をお教えてください。
できればその根拠法令・条例等の該当条項のコピーを御用意下さい。

- 3.当該「負担金、補助及び交付金」支出の決定過程の概要をお教えてください。

- 4.当該「負担金、補助及び交付金」支出に関連して、
 - ①当該「負担金、補助及び交付金」を直接受領した相手先、さらにその相手先から間接的にその受益を受ける相手(間接補助事業者)は誰(何処)ですか。
(例えば、農業協同組合に支出するが、さらに個々の農家が農協からその受益を受ける場合、直接受領した相手先は農業協同組合、間接補助事業者は農家)

 - ②当該「負担金、補助及び交付金」の支出について、愛媛県内に同様の支出の対象となりうる相手先等は存在しませんか？

 - ③存在する場合、どうして、その相手先等に対しては支出の決定はなされなかったのですか？

 - ④存在しない場合、その「存在しない」ということを、どのように確認されていますか？

 - ⑤その他、当該「負担金、補助及び交付金」について、どのように支出の公平性を検討・検証していますか？

- 5.当該「負担金、補助及び交付金」支出が複数年に渡る場合、
 - ①過去 5 年間の決定額をお教え下さい。(過去 5 年以内では、例えば平成 14 年度と平成 15 年度があつて、平成 16 年度と平成 17 年度がない場合、平成 14 年度、平成 15 年度、平成 18 年度の金額を記載して下さい。)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
負担金、補助及び 交付金の金額(円)					

②過去における支出額の見直しの経緯、と判断過程をお教え下さい。

6.当該「負担金、補助及び交付金」の支出について、どのように費用（支出）対効果を検討・検証していますか？

7.当該「負担金、補助及び交付金」の支出について、その支出先における資金使途、目的通りの活用がなされているかを調査・検討していますか？

調査・検討していない場合、どうしてですか？

検討している場合その概要、内容、調査の結果、改善要望事項等がある場合、その改善の状況についてのフォロー状況をお教え下さい。

なお、「負担金、補助及び交付金」が市町村に対する支出の場合、その市町村から、さらに先の受領者等に支出されるに当たって、市町村としてその支出先における資金使途、目的通りの活用がなされているかを調査・検討等を行っているかどうかについて、県としてどのように管理・監督・状況把握していますか？

以上

アンケート 2

1.「負担金、補助及び交付金」に関連して、平成9年以降において愛媛県、および支出先市町村に対する住民監査請求があった場合、その概要と、県の結論、住民訴訟になった場合、その概要と結論、又係争中の場合はその旨を記載して下さい(事実の概要を簡単に記載していただくので結構です)。

又、「負担金、補助及び交付金」に関連して、情報公開請求があった場合、その概要を記載してください。

(住民監査請求、情報公開請求ともに未決済のものを含みます。)

2.「負担金、補助及び交付金」に関連して、過去10年間(平成9年度以降)に当初の支出目的に従った事業の遂行を行うことが相手先等において実務上困難となったケースがあった場合、その概要(個々のケース毎に記載して下さい)。

以上

アンケート 3

質問 1.

貴課では、平成 13 年度から平成 18 年度までの間に、公益法人等（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、「公益法人等派遣法」といいます。） 2 条 1 項にいう公益法人等をいいます。以下同じ。）、特定法人（公益法人等派遣法 10 条 1 項にいう特定法人をいいます。以下同じ。）又はその他の団体（人格のない社団等の任意団体を含みます。）に対して職員の派遣を行っていましたか？（本年のテーマである「負担金、補助金及び交付金」に関連してのものですから、割愛による省庁への派遣などは含まれません。）

公益法人等、特定法人又はその他の団体（以下、これらをまとめて「派遣先団体」といいます。）に対して職員の派遣を行っていた場合には、下記の質問にもお答え下さい。

質問 2.

職員の派遣先団体の名称、並びに当該派遣先団体への平成 13 年度から平成 18 年度までの派遣職員数を、年度別にお教え下さい。

なお、当該派遣先団体が、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例 47 号。以下、「職員派遣条例」といいます。） 2 条 1 項及び公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年人事院規則 6-159。以下、「職員派遣規則」といいます。） 2 条、同規則別表に掲げる団体であるかどうかについても、あわせてお答え下さい。

質問 3.

平成 13 年度から平成 18 年度までの派遣先団体に対する職員派遣の形態（イ. 公益法人等派遣法等に基づく派遣（平成 14 年 4 月 1 日以降）、ロ. 派遣職員が退職したのち派遣、ハ. 派遣職員が休職したのち派遣、ニ. 派遣職員の職務専念義務を免除したのち派遣、ホ. 派遣職員に対する職務命令による派遣、ヘ. その他、の別）についてお答え下さい。

質問 4.

平成 13 年度から平成 18 年度までの派遣先団体への派遣職員に対する給与の支給者は、派遣元（県）であるか、それとも派遣先団体であるかについて、お教え下さい。

質問 5.

平成 13 年度から平成 18 年度までに、派遣先団体に対して、名目の如何を問わず、派遣職員の給与を補助するための負担金、補助金あるいは交付金（以下、「負担金等」といいます。）を支出していますか？当該負担金等を派遣先に対して支出している場合には、その各年度別の金額もあわせてお答え下さい。

(派遣に伴い「負担金、補助金及び交付金」として支出する額は通常は派遣職員の人件費部分であると思われ、又他の部分として支出している部分がもしあるとするならば、それは別枠で金額把握できているはずと思われ。従ってそれぞれについて記載して下さい。もし、区分できない派遣人件費部分と他の部分もある場合は、合計で記載していただくとともに派遣人件費部分を併記してくださると助かります。)

質問 6.

公益法人等派遣法の施行日(平成 14 年 4 月 1 日)以後において、職員派遣規則別表に掲げる団体に対して職員を派遣し、かつ、その派遣職員の給与を派遣先団体が支給しているケースが存在しますか?このようなケースが存在する場合、職員派遣条例 4 条に基づいて派遣職員に対して派遣元である県が直接給与を支給することも可能であったと思われませんが、なぜそのようにしなかったのか、その理由をお教え下さい。

質問 7.

その他、派遣先団体への職員の派遣に関して、貴課でどのような検討が行われたかなど、参考となる事項がありましたら、ご記入下さい。

以 上